

## 船舶事故調査報告書

平成24年9月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	不明（平成24年2月21日 11時30分ごろ～12時00分ごろの間）
発生場所	山口県萩市見島北方沖 萩市所在の見島北灯台から真方位034° 3.4海里付近 （概位 北緯34° 50.7′ 東経131° 10.1′）
事故調査の経過	平成24年3月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 <sup>りょうせい</sup> 漁生丸、9.1トン YG2-7843（漁船登録番号）、個人所有 13.90m (Lr) × 3.38m × 1.12m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数120、平成2年5月2日
乗組員等に関する情報	船長 男性 52歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和53年12月15日 免許証交付日 平成22年12月10日 （平成28年10月30日まで有効）
死傷者等	重傷 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、見島北方沖の「アメヤ出し」と称される漁場で投錨し、ちょうちん網漁の操業を行っていた。 船長は、‘船首甲板に配置された油圧駆動ローラー’（以下「ローラー」という。）の後方に立って船首方を向き、ローラーの操縦ハンドルを左手で操作し、漁具に連結されたロープをローラーのドラムに巻いて揚網中、同ロープをドラムに均等に巻こうと思い、右手を同ロープに掛けて左舷方に引いたところ、平成24年2月21日11時30分ごろ～12時00分ごろの間において、右手が同ロープとドラムとの間に挟まれた。 船長は、右手がドラムから解放されたので、揚網して揚錨したのち、12時00分ごろ発進し、自身で操船して萩市萩漁港に入港後、病院に搬送され、右側肩甲骨体部骨折、右側下顎骨関節突起骨折と診

	断された。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期
その他の事項	<p>ちょうちん網漁は、ローラーのドラムから右舷船尾方に伸びた直径約16mmの化学繊維製ロープをデリックブーム先端の滑車を介し、直径約2.9mのステンレス製の輪に円すい形の網を取り付けた漁具に連結したのち、同漁具を海中に投げ、約10分後に同ロープをローラーで巻いて揚網を行い、ウマヅラハギをすくって漁獲するものであった。</p> <p>ローラーは、ドラムの巻取り面が右舷船尾方を向くように設置されていた。</p> <p>デリックブームは、操舵室前方の機関室船首側壁に接して配置されたマストにグースネックで取り付けられており、ちょうちん網漁を行うに当たり、投網及び揚網する際にFRP製の船体と漁具とが接触することのないよう、右舷船首方に振り出して固定されていた。</p> <p>漁具に連結されたロープは、ローラーのドラムの巻取り面の右舷側に偏って巻かれる傾向があった。</p> <p>船長は、ゴム手袋を着用していた。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していなかった。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし <p>本船は、見島北方沖の漁場において、ちょうちん網漁の操業中、漁具に連結したロープをローラーのドラムに巻いて揚網する際、船長が、同ロープをドラムの巻取り面に均等に巻こうとし、右手を同ロープに掛けて左舷方に引いたことから、右手が同ロープとドラムとの間に挟まれたことにより負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、ゴム手袋を着用していたことから、同手袋が漁具に連結したロープに絡み、右手が同ロープとドラムとの間に引き込まれた可能性があると考えられる。</p> <p>デリックブームは、その先端の滑車を介して吊り下げられた漁具とFRP製の船体とが接触することのないよう、右舷船首方に振り出して固定されており、同滑車の位置がローラーのドラムの巻取り面の中央から引いたドラム回転軸に直角な線の延長上よりも右舷寄りであったことから、漁具に連結したロープがローラーのドラムの巻取り面の右舷側に偏って巻かれる傾向があったものと考えられる。</p> <p>船長は、右側肩甲骨体部骨折、右側下顎骨関節突起骨折と診断されたことから、右腕が肩付近までドラムに巻き込まれた可能性があると考えられる。</p>

<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、見島北方沖の漁場において、ちょうちん網漁の操業中、漁具に連結したロープをローラーのドラムに巻いて揚網する際、船長が、同ロープをドラムの巻取り面に均等に巻こうとし、右手を同ロープに掛けて左舷方に引いたため、着用していたゴム手袋が同ロープに絡んで引き込まれ、右手が同ロープとドラムとの間に挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ちょうちん網漁を行って揚網する際、漁具に連結したロープがローラーのドラムの巻取り面に均等に巻かれるよう、デリックブーム先端の滑車の位置がローラーのドラムの巻取り面の中央から引いたドラム回転軸に直角な線の延長上となるよう、デリックブームの振り出しを調整すること。</li> <li>・ ローラーで巻き込み中の強く張ったロープに触れないこと。</li> </ul>